

○茨城県公安委員会公印規程

昭和36年7月3日
公安委員会規程第3号

〔沿革〕 昭和37年3月公安委員会規程第5号、39年3月第1号、41年4月第1号、42年1月第1号、43年3月第1号、47年10月第1号、48年9月第1号、50年4月第2号、51年3月第1号、58年3月第4号、61年3月第1号、62年2月第2号、63年3月第2号、平成3年1月第1号、4年3月第1号、5年9月第2号、6年9月第3号、7年11月第3号、8年1月第1号、9年3月第1号、11年3月第2号、13年3月第1号、14年5月第2号、16年3月第1号、11月第3号、17年5月第3号、26年3月第2号、27年3月第2号、29年3月第5号改正

茨城県公安委員会公印規程を次のように定める。

茨城県公安委員会公印規程

(目的)

第1条 この規程は、茨城県公安委員会の公印の種類、ひな型、管守、使用等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の種類、ひな型及び管守者)

第2条 公印の種類、ひな型及び寸法並びに管守者は、別表のとおりとする。

(公印の取扱者)

第3条 公印の管守者（以下「管守者」という。）は、公印の取扱者（以下「取扱者」という。）を指定して自己の管守する公印の保管及び使用の取扱いをさせることができる。

2 取扱者は、出張その他の理由により不在となるときは、あらかじめ指定する者（以下「取扱補助者」という。）にその事務を代行させることができる。

(管守の方法)

第4条 管守者、取扱者及び取扱補助者は、公印を厳正に取り扱い、使用しない場合は、堅ろうな容器に納めてこれに錠を施さなければならない。

2 公印は、特に管守者、取扱者又は取扱補助者（以下「管守者等」という。）の承認を受けた場合のほか管守場所以外に持ち出してはならない。

(公印の登録)

第5条 警務部総務課長（以下「総務課長」という。）は、公印台帳（別記様式第1号）を備え、公印の印影を登録しておかななければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、管守者等に関係文書を提出してその承認を受けなければならない。

(公印の印影の刷込み)

第7条 特に必要があるときは、文書に公印の印影を刷り込むことができる。この場合においては、当該公印の管守者に公印印影刷込み承認申請書（別記様式第2号）を提出して管守者の承認を受けなければならない。

(刷込み文書の取扱い)

第8条 前条の規定により公印の印影を刷り込んだ文書は、嚴重に保管し、その使用状況を明らかにしておくとともに、不用となったときは、これを焼却し、又はその印影を抹消しなければならない。

(事故報告)

第9条 管守者は、公印の紛失、盗難、偽造、不正使用等の事故があったときは、公印事故報告書(別記様式第3号)により速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

(公印の新調等)

第10条 管守者は、公印を新調し、又は改印する必要があると認めるときは、公印新調、改印申請書(別記様式第4号)により本部長の承認を得なければならない。

2 総務課長は、本部長が前項の承認をしたときは、新調し、又は改印した公印(以下「新公印」という。)に新公印の公印台帳(以下「新公印台帳」という。)を添えて管守者に送付するものとする。

なお、公印を改印したときについては、不用となった公印(以下「旧公印」という。)の公印台帳(以下「旧公印台帳」という。)を併せて管守者に送付するものとする。

3 管守者は、前項の送付を受けたときは、公印を新調したときにあつては受領年月日受領者官職氏名印欄に記入及び押印をした新公印台帳を、公印を改印したときにあつては旧公印、返納年月日返納者官職氏名印欄に記入及び押印をした旧公印台帳並びに公印返納書(別記様式第5号)を速やかに総務課長に送付しなければならない。

(公印の廃止)

第11条 管守者は、公印を廃止する必要があると認めるときは、公印廃止申請書(別記様式第6号)により本部長の承認を得なければならない。

2 総務課長は、本部長が前項の承認をしたときは、廃止する公印(以下「廃止公印」という。)の公印台帳(以下「廃止公印台帳」という。)を管守者に送付するものとする。

3 管守者は、前項の送付を受けたときは、廃止公印、返納年月日返納者官職氏名印欄に記入及び押印をした廃止公印台帳並びに公印返納書を速やかに総務課長に送付しなければならない。

(公印の廃棄)

第12条 総務課長は、第10条第3項の旧公印及び前条第3項の廃止公印の送付を受けたときは、当該公印を裁断等により廃棄するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年8月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に使用中の公印は、当分の間この規則により調製したものとして使用することができる。
- 3 茨城県公安委員会規程(昭和31年茨城県公安委員会規程第3号)は、廃止する。

附 則 (昭和37年3月23日公安委員会規程第5号)

この規程は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年3月27日公安委員会規程第1号)

この規程は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則 (昭和41年4月28日公安委員会規程第1号)
この規程は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年1月12日公安委員会規程第1号)
この規程は、公布の日から施行し、昭和42年1月10日から適用する。

附 則 (昭和43年3月28日公安委員会規程第1号)
この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年10月30日公安委員会規程第1号)
この規程は、昭和47年11月1日から施行する。

附 則 (昭和48年9月6日公安委員会規程第1号)
この規程は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日公安委員会規程第2号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日公安委員会規程第1号)
この規程は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月9日公安委員会規程第4号)
この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日公安委員会規程第1号)
この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和62年2月18日公安委員会規程第2号)
この規程は、昭和62年2月18日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日公安委員会規程第2号)
この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年1月24日公安委員会規程第1号)
この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日公安委員会規程第1号)
この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月9日公安委員会規程第2号)
この規程は、平成5年9月9日から施行する。

附 則 (平成6年9月30日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 （平成7年11月30日公安委員会規程第3号）
この規程は、平成7年12月1日から施行する。

附 則 （平成8年1月16日公安委員会規程第1号）
この規程は、平成8年1月16日から施行する。

附 則 （平成9年3月24日公安委員会規程第1号）
この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年3月11日公安委員会規程第2号）
この規程は、平成11年3月18日から施行する。

附 則 （平成13年3月19日公安委員会規程第1号）
この規程は、平成13年3月29日から施行する。

附 則 （平成14年5月22日公安委員会規程第2号）
この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 （平成16年3月18日公安委員会規程第1号）
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年11月1日公安委員会規程第3号）
この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 （平成17年5月25日公安委員会規程第3号）
この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則 （平成26年3月5日公安委員会規程第2号）
この規程は、平成26年3月5日から施行する。

附 則 （平成27年3月20日公安委員会規程第2号）
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月23日公安委員会規程第5号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

< 別表、様式略 >